

3. バリアフリーのまちづくりに関する基本的な方針

3-1. 基本理念

すべての人がいきいきと暮らせる、
バリアフリーのまちづくり

すべての人が、年齢や性別、障がいの有無や国籍などにかかわらず、人権を尊重しあい、いきいきと安心して暮らせる“まち”をつくるために、道路や公共施設などハード面での整備を進めるとともに、情報のバリアフリー化なども含めた、社会参加、教育、人々の意識など、あらゆる分野でのバリアフリー化を進めます。

また、これらのバリアフリーのまちづくりを推進していくために、総合的な視点に立った施策展開を図ります。

3-2. バリアフリーのまちづくりの基本的な方針

1) すべての人が自由に安心して移動できる社会の形成

幼児から高齢者まで、障がいがある人もない人も、すべての人が何の不便も妨げも無く、自由に安心して生活し、また、移動できる地域社会を目指して、重点整備地区及び重点整備路線においては、主に以下の視点に立ったバリアフリー化を進めます。

- 歩きやすい歩行空間の確保
- 適正な夜間照明の確保（街路灯のLED化 など）
- 駅におけるエレベーター、エスカレーターの整備
- 乗り降りしやすいバスの運行
- バス停の整備、バス停と公共公益的施設間のバリアフリー化
- だれでもトイレの整備
- ベンチの設置、ポケットスペースの整備
- 高齢者、障がい者などがよく利用する建築物のバリアフリー化
- 車いす利用者対応などの駐車場の整備
- 利用しやすい都市公園の整備
- 商店街のバリアフリー化
- 外出支援などのための情報提供
- 子育て支援のための施設整備、情報提供

2) 市民・事業者・行政の協働によるまちづくり

市内全域におけるバリアフリーのまちづくりの取り組みでは、市民、事業者、行政が一体となって、バリアフリーのまちづくりを進めるという協働のまちづくり体制の確立を目指します。

市民においては、地域のまちづくりに向けて一人一人が主体となった草の根的な活動や計画協議への参画、事業者においては、まちづくりの調査や計画作成への積極的な参加と事業の実施、行政においては、公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、市民・事業者との協働体制や市民の主体的活動に対する支援体制の確立についての方針を定め、事業を推進していきます。

3) バリアフリー啓発活動の推進

障がいの有無にかかわらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重しながら共生社会をつくることを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が平成 28 年に施行されました。この法律により、社会的障壁を取り除く合理的な配慮が求められ、行政機関などは率先して取り組むように法的義務とし、民間事業者などは努力義務として自主的な取り組みが促されています。さらには、平成 30 年 10 月に施行された「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」では、差別解消の取り組みを一層進めるため、民間事業者の合理的配慮の提供が義務化されています。

このような中で、市民、事業者、行政が高齢者、障がい者、子育て・妊娠中の方などの立場に立った利用上の工夫をしたり、介助の方法などを習得することにより、少しでもバリアの解消を図る必要があります。そのためには、積極的にバリアフリー意識啓発活動を行っていきます。

また、歩道上の放置自転車・違法駐車、自転車の運転マナー、商品や樹木の歩道へのはみ出しなど、自らの行為が“まち”にバリアを生じさせていることを認識することによって、解消される問題も数多くあります。このため、道路、公園、建築物の管理者や交通管理者は、市民、住民協議会、町会・自治会、商店会など、地域とともにバリアフリーの取り組みを継続・拡充していきます。

さらに、学校や家庭においても、バリアフリーのまちづくりが進むよう意識の啓発を図ります。特に、バリアフリーの意識を高めるためには、次代を担う子供たちを育てる学校での取り組みが重要です。そのため、可能な限りバリアフリーの施設づくりを進めるほか、児童及び生徒たちが高齢者、障がい者など、すべての人たちの立場に立って、自らの心にバリアを生じさせないよう、また自らの行動によってバリアを生み出すことがないよう、啓発活動の充実に取り組んでいきます。

3-3. バリアフリーのまちづくりの取り組み

市では、平成15年10月に前基本構想を策定し、「三鷹駅周辺地区」及び「三鷹台駅・井の頭公園駅周辺地区」の旅客施設とその周辺地区のバリアフリー化を推進してきました。

また、駅を中心とした重点整備地区だけでは、市民生活の主要な移動手段であるバス、自転車、徒歩による移動のネットワーク化に対応できないため、市内の主要幹線道路である都道3路線（連雀通り、吉祥寺通り、人見街道）と、市で事業中の三鷹都市計画道路3・4・13号（牟礼六丁目）を重点整備路線とし、市全域に関わるバリアフリーのまちづくり事業として推進してきました。

基本構想は、平成15年の策定から一定の期間が経過したことから、法改正などへの対応、進捗状況の検証を踏まえた事業の継続、市民意見を踏まえた新たな取り組みを推進することとします。

1) バリアフリー法に基づく重点整備地区での取り組み

前基本構想では、「三鷹駅周辺地区」及び「三鷹台駅・井の頭公園駅周辺地区」をバリアフリー法に基づく重点整備地区として定め、旅客施設、道路、交通安全施設などの整備を進めてきましたが、今後も、これらの2地区を重点整備地区として位置付けるとともに、新たに生活関連施設などを位置付け、生活関連経路のバリアフリー化の推進を図ります。

2つの重点整備地区では、バリアフリー法の制定に伴いコミュニティ・センター、地区公会堂などの公共施設、大型店舗・病院などの民間建築物、主要な都市公園などを基本構想における「生活関連施設」と位置付け、それらを結ぶ主要な経路を「生活関連経路」として設定します。

また、道路条件や沿道条件、その他地形的条件などから移動等円滑化基準のすべてを満たすことが困難な経路でも、その地域にとって重要な路線については、前基本構想と同様にネットワーク道路と位置付け、地域のバリアフリーネットワーク化を念頭に、法律に基づく整備目標年次や移動円滑化基準を踏まえ、地域特性（周辺環境）に配慮したバリアフリー化を目指します。

2) 新たな重点整備地区の取り組み

平成18年のバリアフリー法の制定に伴い、旅客施設を含まない地区についても重点整備地区の指定が可能となりました。

市では、既存社会資本の修復、維持管理を重視した公共施設の管理・運営を図るため、「三鷹市都市再生ビジョン」（平成21年3月）を定めるとともに、市民センター、三鷹中央防災公園・元気創造プラザを新たな重点整備地区である「市民センター周辺地区」として位置付けるために検討を行ってきました。

そして、三鷹中央防災公園・元気創造プラザの施設整備が完了した現在、市民センター、三鷹中央防災公園・元気創造プラザを含む周辺一体を重点整備地区として位置

付けるとともに、生活関連施設や生活関連経路を新たに指定してバリアフリー化に取り組みます。

3) 市内全域におけるバリアフリーのまちづくりの取り組み

バリアフリー法に基づく重点整備地区以外にも、「重点整備路線」を位置付け、バリアフリー化を進めてきましたが、バリアフリー化の取り組みが進んでいない部分も多くあることから、継続的に取り組みます。

取り組みにあたっては前基本構想で位置付けている主要幹線道路である3路線（連雀通り、吉祥寺通り、人見街道）などを引き続き「重点整備路線」と位置付け、優先整備区間や目標年次、整備目標を定めるとともに、新たな「重点整備路線」を検討します。

バリアフリー化を推進するための事業や、市内の傾斜地対策や公共施設を拠点とした周辺地域、並びに商店街のバリアフリー化を独自の事業として位置付け、既存の助成制度を有効に活用し、バリアフリー化に向けた取り組みを行います。また、バリアフリー化に向けたハード整備を補うために、啓発事業の展開や、様々な情報提供などのソフト面の取り組みを進めるとともに、市民、事業者、行政が連携した推進を図るための行政支援を含めた方向性を示します。

